

# 環境報告書ガイドライン

## (2003年度版)

環 境 省

平成16年3月

## 目 次

### ガイドラインの改訂に当たって

- 1．ガイドライン改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2．ガイドラインの目的と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3．ガイドラインの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4．創意工夫の勤め～特色ある環境報告書の作成を・・・・・・・・3

### 第1部 環境報告書とは何か

- 1．環境報告書の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2．環境報告書の基本的機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3．環境報告書の一般的報告原則・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4．報告に当たっての基本的要件・・・・・・・・・・・・・・・・11

### 第2部 環境報告書の記載項目

- 1．環境報告書の全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2．環境報告書の記載項目と情報・・・・・・・・17
  - 1) 基本的項目・・・・・・・・・・・・・・・・17
  - 2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括・・・・・・・・20
  - 3) 環境マネジメントの状況・・・・・・・・24
  - 4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況・・・・・・・・29
  - 5) 社会的取組の状況・・・・・・・・42

### 環境報告書の作成、及び環境報告書を理解するための参考資料

- 1．事業者の自主的な環境保全活動の促進方策の概要・・・・・・・・47
- 2．環境パフォーマンス指標・・・・・・・・48
- 3．環境会計情報・・・・・・・・50
- 4．エコアクション 21（環境活動評価プログラム）・・・・・・・・53
- 5．環境報告書の作成・公表の取組の広がり・・・・・・・・55
- 6．優良な環境報告書の表彰制度・・・・・・・・58
- 7．環境報告書ネットワークの活動・・・・・・・・58
- 8．環境報告書の受け手と利害関係者・・・・・・・・59
- 9．環境報告書の信頼性向上のための方策・・・・・・・・61
- 10．環境報告の促進方策について（環境省検討会報告書）・・・・・・・・62

# ガイドラインの改訂に当たって

## 1. ガイドライン改訂の趣旨

近年、環境に配慮した事業活動の進展に伴い、事業者が自らの事業活動における環境配慮の取組状況に関して積極的に情報を公開し、社会からの評価を受けていくための、環境コミュニケーション及び社会的説明責任の重要性が認識されつつあります。そのため環境報告書を作成・公表する事業者数は着実に増加しつつありますが、我が国の事業者数全体から見れば未だ十分ではありません。

さらに、市民が環境に配慮した行動等について意思決定を行う際には、事業者の環境配慮の取組状況に関する有用な情報が必要不可欠であるとともに、市民はこのような情報を求めており、そのニーズに応じて事業者が必要な環境情報の提供、報告を行うことの重要性が指摘されています。

また、「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）」においては、取組目標の一つとして、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することを掲げています。

これまで環境省では、平成13年2月に「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」を策定する等、様々な形で環境報告書の普及促進を図ってきましたが、平成13年度以降、「環境会計ガイドライン2002年版」の策定（平成14年3月公表）、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2002年度版 - 」の策定（平成15年3月公表）等の新たな普及促進策を実施してきました。海外においてもグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）より「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」等が公表される等、国内外の取組が進展しています。

こうした状況を踏まえて、今般、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる「環境報告書ガイドライン改訂検討会」を設置して4回の検討を行い、パブリックコメントによる一般からのご意見の聴取し、これを反映させた「環境報告書ガイドライン2003年度版」を取りまとめました。

改訂に当たっては、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」を踏まえるとともに、GRIの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」を参考にしました。また、環境報告書の定義や内容等を整理するとともに、社会性に係る項目を新設する等、環境報告書ガイドライン（2000年度版）策定後の国内外の動向を踏まえ、必要な修正を行いました。

## 2. ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとなるよう作成したものです。

初めて環境報告書の作成に取り組む事業者にとっては、第1部の環境報告書の定

義、基本的機能及び原則等を参考にして、その作成に取り組んでいただき、さらには、環境報告書に必要と考えられる項目等を取りまとめている第2部を踏まえて、その項目や内容を検討していただきたいと思います。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にとっては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思います。

第2部の「環境報告書の記載項目」では、環境報告書に記載することが重要と考えられる内容を大きく五つの分野に分け、さらにこれらを25項目に分けています。そしてこれらの25項目毎に記載することが望ましいと考えられる情報を列挙しました。これらの情報は、

- a) 国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、全ての事業者に通じて重要となる環境情報
- b) 事業者の社会的説明責任の観点及び利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点、さらには環境コミュニケーションツールとして、読み手の理解を助けるとともに、内容の客観性を高める観点から必要と考えられる情報
- c) 環境報告書の基本的機能を踏まえ、循環型社会の構築に向けて、今後、記載することが重要であると考えられる情報

です。

またこのガイドラインでは、環境報告書に記載することが重要と考えられる項目や記載することが望ましいと考えられる情報を示すとともに、それぞれの項目や情報について、その重要性や記載方法等の解説もしていますので、利害関係者（環境報告書の読み手）が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

しかし、本ガイドラインで取り上げた項目及び情報は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。したがって、環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては当該事業者自身の重要性の判断に委ね、自主的に項目や情報の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。そして、それぞれの事業者自身の検討において主要な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

なお、本ガイドラインは、環境報告書に何を記載すべきか、ということ述べているものであり、各項目及び各項目内の情報の具体的な記載の仕方や順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

### 3. ガイドラインの対象

現在、我が国においては、上場企業及び比較的従業員数が多い（500人程度以上）

企業・事業者は約6,000社ほどありますが、この内、環境報告書を作成・公表している事業者は約700社に過ぎないと推定されます。環境報告書は、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれますが、まずは、資金及び人材が比較的豊富である大手事業者が積極的にこのような取組を行っていくことが必要です。

このガイドラインは、環境報告書を作成する全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに相当する大規模事業者（従業員数500人程度以上）にあっては、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ環境報告書を作成することが期待されます。また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあっては、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んで行っていただければ良いと考えています。

なお、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境マネジメントシステムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21（環境活動評価プログラム）」を策定し、その認証・登録制度を平成16年度より実施することを予定していますが、この中で「環境活動レポート」の作成及び公表を位置付けています。<sup>\*1</sup>

#### 4．創意工夫の勧め～特色ある環境報告書の作成を

環境報告書の意義は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、事業者が社会に対して自らが発生させた環境負荷についての説明責任を果たすものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。

しかしその一方で、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や記載情報、環境報告書を活用した利害関係者とのコミュニケーションのあり方、さらには紙媒体だけでなくインターネット等の活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められます。

このガイドラインの記載することが重要と考えられる項目を踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

---

\*1：エコアクション21は、中小企業向けに簡易型の環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン等より構成されるとともに、環境経営システムの中の環境負荷の把握及び環境目標の設定において、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握と目標設定を求めています。この事業者の取組を「エコアクション21審査人」が審査し、登録することとなっています。なお、環境活動レポートの要件は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容、環境活動の取組結果の評価、環境関連法規への違反、訴訟等の有無の記載と、このレポートを事業所において備え付け一般の閲覧を可能にする、エコアクション21中央事務局（仮称）に送付する（事務局が取組事業者名を公表する）ことです。

## 解説

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインに準拠して環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記していただくことを希望しています。その場合は、本ガイドラインが環境報告書に記載することが重要と考えられる項目として掲げている5分野25項目と、実際に環境報告書に記載した項目（その掲載ページを含む）との対照表を添付するとともに、記載しなかった項目については、その理由を記載することが望まれます。

なお、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者、あるいは事業者の業種業態及び規模等により、ガイドラインで示したすべての項目を記載することが難しい場合、事業者の内部的要因により記載できなかった項目がある場合等では、今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

## 環境報告書ガイドラインの改訂検討会検討委員名簿

大竹 公一	大成建設株式会社 安全・環境本部 環境マネジメント部長兼地球環境室長
奥 真美	長崎大学環境科学部助教授
小野 元司	キンピール株式会社 社会環境部長
河野 正男	中央大学経済学部教授
河村 守和	東京急行電鉄株式会社 業務管理・環境部 環境担当部長
上妻 義直	上智大学経済学部教授
國部 克彦	神戸大学大学院経営学研究科教授
後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
佐藤 泉	弁護士
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当部長
二瓶 啓	日本ユニパックホールディング CSR室長 兼 日本製紙株式会社 技術本部長代理 兼 環境部長
古田 清人	キヤノン株式会社 グローバル環境推進本部環境統括・技術センター 副所長
安井 至	国際連合大学 副学長

(敬称略、五十音順、 印：座長)

## 第1部 環境報告書とは何か

### 1. 環境報告書の定義

環境報告書とは、その名称並びに公表媒体に関わらず、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するためのものです。

環境報告書は、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

#### 解説：名称

現在発行されている「環境報告書」の名称は、社会・経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）に基づく取組の成果を公表する「社会・環境（CSR）報告書」等、その内容や作成趣旨により様々です。本ガイドラインでは、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的・体系的に取りまとめ、定期的に公表・報告するものを総称して環境報告書として呼びます。したがって、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」に含まれます。

#### 解説：公表媒体

現在発行されている環境報告書の媒体には、冊子・印刷物、ウェブ(URL)での公開、CD等様々なものがありますが、媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称して環境報告書と呼びます。

#### 解説：一般的報告原則に則り取りまとめ

環境報告書の一般的報告原則とは、後述する目的適合性、信頼性、理解容易性、比較容易性及び検証可能性の5つです。環境報告書は、この一般原則に則り、事業活動及び製品又はサービスの性質、規模、環境影響等を適切に踏まえた環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目の内容が、総合的・体系的に取りまとめられていることが望まれます。また、事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標について、その達成に向けて努力する旨の誓約的な文言が含まれていることが望まれます。

ただし、中小事業者にとっては、環境省「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」に規定する『環境活動レポート』の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。

解説：定期的に公表・報告する

基本的には事業者の事業年度に合わせ、毎年一回、作成・公表することが望まれます。

## 2．環境報告書の基本的機能

環境報告書には、外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な事業活動における環境配慮の取組を推進する上できわめて重要な役割を果たすものです。

外部機能には、事業者と社会との環境コミュニケーションツールとして、次の三つの機能があります。

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するための機能

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

自らの環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書の作成・公表に当たっては、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会との環境コミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。利害関係者はその窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、利害関係者が事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができるため、環境報告書には環境コミュニケーションツールとしての外部機能があります。

解説：社会的説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、

これをどのように低減しようとしているのか、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書は最も重要な地位を占めるものです。

解説：利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する機能

利害関係者の製品やサービスの選択、投資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのような意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

そして、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進展することも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があり、こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

近年、欧米において社会的責任投資(SRI)の取組が急速に普及しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も含めて「積極的に環境配慮に取組む企業」に優先的に投資を行おうとする動きが拡大しつつあります。このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの事業活動における環境配慮の取組状況についての情報を公開していくことは、欧米からのグリーン投資、グリーンマネーを呼び込むことにつながり、循環型社会の構築に向けた環境と経済の統合に資するものと考えられます。

また、グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境配慮への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料としても使用できます。

解説：事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動推進のための機能

環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会に対して事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

また、環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

さらに、幅広い関係者の間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：事業者自身の環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しの機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になります。

解説：経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

### 3．環境報告書の一般的報告原則

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の観点及び利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点等により作成・公表されるものであり、以下に示す5つの一般的報告原則は、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠なものです。これらの一般的報告原則に合致しない環境報告書は、環境パンフレットの的なものとなってしまいます。

#### 目的適合性

環境報告書は、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況に関して、利害関係者の判断に資する有用な情報を、適切なタイミングで提供することが望まれます。

解説：目的適合性における重要性と適時性

作成・公表される環境報告書がどのような利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は若干異なってくると考えられます。それぞれの利害関係者が、その事業者及び環境報告書に対して、どのようなことを期待し、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。環境報告書はそのような利害関係者の期待やニーズに適合し、環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目の情報が網羅され、適切に記載されていることが望まれます。

さらに、環境情報が有用であるためには、利害関係者に対して適切なタイミングで提供される必要があります。具体的には環境報告書は一定の期間毎に作成され、

当該事業者の、環境報告書対象期間における事業活動における環境配慮の取組状況、あるいは環境に関する事故、さらには事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標の策定や改訂等について、適切なタイミングで公表されることが重要です。

なお、目的適合的であるかどうかは、利害関係者の判断に与える影響の重要性を自ら判断して決定することが望まれます。

## 信頼性

環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければなりません。

解説：信頼性における正確性、実質性、網羅性、中立性\*<sup>2</sup>

環境報告書の信頼性が確保されるためには、記載された環境情報に誤りや漏れがなく正確であること、事業活動に伴う環境負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、本ガイドラインの環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目が適切に網羅されていること、意図的に偏った印象を与えるような記述がなされていないこと等に配慮することが必要です。

特に、作成・公表した環境報告書が、多くの利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高めていくためには、

- ・ 記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・ 当該事業者が行うべきと考えられる事業活動における環境配慮の取組状況や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載されていること
- ・ 本ガイドライン等に準拠して作成され、必要な情報が網羅されていること
- ・ 環境報告書の読み手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行い、不確実な事実やデータ、将来の予想等については、読み手に誤解を与えない慎重な表現がなされていること
- ・ 過大、誇大あるいは広告的な表現がなされていないこと

等に配慮することが必要です。

## 理解容易性

環境報告書は、利害関係者の誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することが望まれます。

解説：理解容易な表現

環境報告書の読み手（利害関係者）は多種多様であり、環境報告書の作成に当た

\*<sup>2</sup>：信頼性確保のための方策、第三者審査については、資料編を参照下さい。

っては、わかりやすく、かつ誤解のないように配慮することが重要です。記載された情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求められますが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要があります。例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断根拠等を明記することが望まれます。

併せて過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

また、特定の情報を提供する場合には、全体に占める割合が容易に判読できるように記載することが望まれます。取組内容を列挙するだけでなく、その取組が全体の中でどの程度の割合を占めているのかを記載することが望まれます。

さらに、公表されている環境報告書の中には、数値データの把握・公表が容易な事象であるにもかかわらず、自社の取組内容のみを定性的に記載し、数値データ(実績や目標)や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、可能な限り実数値を記載することが望まれます。実数値が記載されていなかったり、基準年度(あるいは前年度)に対する百分比等の指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」、「実際にはもっと多いのではないか」等の無用な誤解を招き、かえって評価を下げるおそれさえあります。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読み手が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明すること等が望まれます。

なお、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことが望まれます。

特に、サイト環境レポート等については、地域住民等が必要とする情報に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

## 比較容易性

環境報告書の記載事項は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することが望まれます。

解説：比較の基礎となる情報

まず第一に、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化が比較できるよう記載することが望まれます。

第二に、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況は異なると考えられますが、同一業種の事業者間、さらには業種の異なる事業者間での比較が容易である

よう記載されていることも望まれます。そのためには、業界平均値等の比較のベースとなる数値を、自社の数値に併記する等の工夫も有効です。

環境報告書に記載される環境情報は、事業者の業種業態、あるいは取組の内容が異なる場合には単純に統一することは困難です。この際に、本ガイドラインを含め社会的に合意された環境報告書作成のためのガイドラインに準拠して測定又は算出された情報は、共通の項目について、同一の前提条件、根拠、基準及び方法に依拠しているため、利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報となります。

また、環境報告書が比較容易でなければ、事業者が他の事業者の取組を参照することができず、さらには、利害関係者も環境配慮に積極的な事業者を選択することが困難となります。

記載するデータの根拠や収集方法、測定・算定方法等を明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定すること等は、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較容易性をも高めることにつながります。

### 検証可能性

環境報告書は、記載された情報について、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能なことが望まれます。

解説：検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役等も想定されます。

## 4．報告に当たっての基本的要件

### 対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要です。

解説

対象組織の決定に当たっては、事業活動に伴う環境負荷の状況及び環境配慮への

取組状況を考慮することが望まれます。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業（企業集団）も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

多くの企業は、その事業活動を、一法人のみで行っているのではなく、国内外の子会社等へ生産移転や運送委託等を行っています。したがって、当該企業の環境パフォーマンスについて実状にあった形で正確かつ公正に評価するためには、生産移転先等の関係企業も含めた組織の活動全体をカバーすることが必要です。このため、連結財務会計の集計範囲に準じて、企業グループ全体を把握することが望まれます。ただし、データ集計に要する負担や他者との比較評価の行いやすさ等を勘案して、環境負荷の低減に関して直接的に経営のコントロールが可能である範囲を踏まえて境界を定めてください。その際、境界を明確に示すこと、その境界を定めた理由を明らかにすることが必要です。

また、これまで公表された環境報告書をみると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみデータ、事業活動における環境配慮の取組状況の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が異なり、環境報告書全体で首尾一貫していない例も見受けられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記するとともに、対象範囲に加えた理由、あるいは除いた理由を記載することが望まれます。

さらに、前回の環境報告書と当該年度等の環境報告書の対象範囲が異なる場合は、その状況についても記載し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

対象組織の記載に当たっては、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明する等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

## 対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

### 解説

環境報告書の対象期間は、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報等、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが望まれます。

また、環境報告書に記載されている事業活動における環境配慮の取組の実施時期が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること等により、当該年度の取組のみの記載で

は事業者の取組全体を適切に紹介できない場合があります。その場合には理由等を明記して、過去の取組等を記載するが望まれます。

### 対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

#### 解説

近年、欧米では「環境」問題に限らず、社会的分野、経済的分野等についても報告書の対象分野として拡大し、これを「持続可能性報告」あるいは「社会的責任報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、環境面での社会貢献取組ではなく、例えば、国内外における労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、最低賃金、組合活動の自由度、フィランソロピー、企業倫理、内部通報者の保護、製品のリコール回収等のことです。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果等のことです。

ただし、社会的分野及び経済的分野に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、環境対策と労働安全衛生等を一つのセクションで統括している事業者も数多くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。

本ガイドラインでは、事業概要及び経営関連指標の記載例を示すとともに、「社会的取組の状況」という項目を新設し、その記載すべき情報を例示していますが、これらを踏まえて、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。

## 第2部 環境報告書の記載項目

### 1. 環境報告書の全体構成

環境報告書には「環境報告書に記載すべきと考えられる項目」があります。これは、環境報告書等により社会的説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するため、さらには環境報告書が環境コミュニケーションのツールとして機能するために不可欠な項目であり、現在発行されている多くの環境報告書で網羅されている項目です。

環境報告書に記載することが重要と考えられる分野は、

- 1) 基本的項目
- 2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括
- 3) 環境マネジメントに関する状況
- 4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況
- 5) 社会的取組の状況

の5つの分野に分類されます。各分野の中で環境報告書に記載することが重要と考えられる項目は以下の25項目です。

#### 1) 基本的項目

経営責任者の緒言（総括及び誓約を含む）、報告に当たっての基本的要件、事業概要及び経営関連指標等で、事業者が環境に係る説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供し、社会との環境コミュニケーションを行っていく上での基礎的な内容です。また、経営責任者の緒言は、単なる挨拶ではなく、事業活動における環境配慮の取組状況に関する総括と社会に対しての誓約（Commitment）となっていることが必要です。

記載が望まれる項目は以下の3項目です。

- 経営責任者の緒言（総括及び誓約を含む）
- 報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野）
- 事業の概況

#### 2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括

事業者の事業活動における環境配慮の取組について、その方針、目標、計画及び実績、事業活動のマテリアルバランス等について取りまとめて説明するパートであり、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況と、事業活動における環境配慮の取組の全体像を説明するパートであると言えます。目標、計画、実績等については、環境負荷の状況も含めて一覧表等に取りまとめることが望まれます。

記載が望まれる項目は以下の4項目です。

- 事業活動における環境配慮の方針

事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括  
事業活動のマテリアルバランス  
環境会計情報の総括

### 3) 環境マネジメントに関する状況

事業者の組織的な環境マネジメント全般の状況について取りまとめて説明するパートであり、環境マネジメントシステム、環境に配慮したサプライチェーンマネジメント、環境に配慮した新技術等の研究開発状況、環境情報開示及び環境コミュニケーションの状況、環境に関する規制遵守の状況、社会貢献活動の状況等以下の6項目につき、それぞれ記載することが望まれます。

環境マネジメントシステムの状況  
環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況  
環境に配慮した新技術等の研究開発の状況  
環境情報開示、環境コミュニケーションの状況  
環境に関する規制遵守の状況  
環境に関する社会貢献活動の状況

### 4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる環境パフォーマンスの状況及びその実績を、「事業者のための環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」が示す9つのコア指標を中心に、経年での変化も含めて取りまとめ、それぞれ記載することが望まれます。

また、グリーン購入及び製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷低減等、事業活動の上流・下流部分での取組についても記載することが望まれます。

このパートは、環境報告書の中で情報量としては最も多くなる部分と考えられます。

記載が望まれる項目は以下の11項目です。

- 総エネルギー投入量及びその低減対策
- 総物質投入量及びその低減対策
- 水資源投入量及びその低減対策
- 温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策
- 化学物質排出量・移動量及びその低減対策
- 総製品生産量又は販売量
- 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策
- <sup>21</sup> 総排水量及びその低減対策
- <sup>22</sup> 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策
- <sup>23</sup> グリーン購入の状況及びその推進方策
- <sup>24</sup> 環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況

## 5) 社会的取組の状況

既に述べたように近年、環境報告書の記載内容を広げ、持続可能性報告書及び社会・環境（CSR）報告書等として、事業者の社会的側面についても情報開示、報告する取組が広がりつつあります。しかし、社会的側面の記載項目については、発展途上の段階にあるといえます。本ガイドラインでは、我が国の既発行のサステナビリティ報告書等から代表的情報等を取り上げるとともに、法律等において開示が求められている情報及び今後、記載が重要になると考えられる情報を取りまとめました。

### 25 社会的取組の状況

解説：環境報告書の全体構成において取り上げた25項目及び情報の位置付け

本ガイドラインでは、「環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目」のそれぞれの項目について、当該の項目に含まれる「記載することが望ましいと考えられる情報」を例示的に列挙しました。これらの情報は、

- a) 国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、全ての事業者に通じて重要となる環境情報
- b) 事業者の社会的説明責任の観点及び利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点、さらには環境コミュニケーションツールとして、読み手の理解を助けるとともに、内容の客観性を高める観点から重要と考えられる情報
- c) 環境報告書の基本的機能を踏まえ、循環型社会の構築に向けて、今後、記載することが重要であると考えられる情報

です。

「環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目」については、何らかの形で環境報告書に記載することが望まれますが、その内容については、すべての事業者に適するものではないと考えられますから、本ガイドラインに例示されている「記載することが望ましいと考えられる情報」を参考に、それぞれの事業者の状況を踏まえて取捨選択をする等、柔軟な対応を図って下さい。また、企業秘密に類する情報は、可能な範囲で記載して下さい。

また本ガイドラインで取り上げた項目及び情報は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。したがって、環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては、当該事業者自身の重要性の判断に委ね、自主的に項目、情報の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。そして、それぞれの事業者の検討において重要な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

さらに「3. 環境マネジメントに関する状況」及び「4. 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」については、環境省の策定した『事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-』を基に作成しています。

なお、本ガイドラインは、環境報告書に記載することが重要と考えられる項目及び各項目において記載することが望ましいと考えられる情報を取りまとめているものであり、各項目及び各項目内の具体的な情報の記載の仕方や順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

## 2．環境報告書の記載項目と情報

### 1) 基本的項目

#### 経営責任者の緒言（総括及び誓約を含む）

経営責任者の緒言（総括及び誓約）は、環境報告書の巻頭に記載され、事業者自身の環境経営の方針、取組の現状、将来の目標等が総括的に盛り込まれたものであり、極めて重要なものです。

さらに、総括や誓約の内容は、自らの業種、規模、事業特性等に応じた適切かつ具体的なものであることが望まれ、単なる一般論を述べるだけでは不十分であると言えます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性及び持続可能な社会のあり方についての認識
- イ. 自らの業種、規模、事業特性等に応じた事業活動における環境配慮の方針、戦略
- ウ. 自らの業種、規模、事業特性等に応じた事業活動に伴う環境負荷の状況（重大な環境側面）の総括
- エ. 自らの業種、規模、事業特性等に応じた事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた取組の内容、実績及び目標等の総括
- オ. これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することの社会への誓約（Commitment）：（正に経営責任者が社会全体に対して、公式に約束をするものであり、達成できなかった場合には、一定の責任を取る覚悟が必要であるほど重いものです。）
- カ. 環境報告書の記載内容について、事業活動に伴う重大な環境負荷及びその削減の目標・取組等を漏れなく記載し、正確であることの記載
- キ. 経営責任者等の署名
- ク. 環境報告書審査を受審し、その登録をした場合はその旨
- ケ. 自らの事業活動における環境配慮の取組状況と業界水準又は社会一般の取組状況等との比較

## 解説

経営責任者緒言（総括及び誓約を含む）は、環境報告書の巻頭に記載され、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員の報告書発行に当たっての概括的なステートメントとして記載されるものです。そのため、細かな点を詳しく述べるのではなく、経営責任者自身の考え方が、経営責任者自身の言葉で、率直に語られるとともに、その実行を社会に対して誓約することが望ましいといえます。

作成に当たっては

- ・自らの業種、規模、事業特性等を踏まえる、
- ・事業活動における環境配慮の方針、事業活動に伴う環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の取組内容、実績及び目標等を明確かつ簡潔に総括する、
- ・これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを誓約（Commitment）する、

こと等に配慮することが望まれます。

さらに可能であれば、環境報告書の記載内容について、事業活動に伴う重大な環境負荷及びその削減の目標や取組等を漏れなく記載し、正確であることを記すこと、環境情報を積極的に開示し、利害関係者との環境コミュニケーションを積極的に図っていくこと等を表明することも望まれます。

これは、事業の実態を踏まえた、適切かつ正確な環境報告書を作成・公表して、社会的説明責任を果たし、利害関係者に意思決定のための情報を提供することは、経営責任者の重要な責務の一つであり、経営責任者自身が環境報告書の記載内容に責任を持つことが必要であると考えられるからです。

### 報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野）

環境報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野、準拠あるいは参考にした環境報告書等に関する基準又はガイドライン等について具体的に記載することが望まれます。併せて環境報告書を環境コミュニケーションツールとするために必要な、作成部署の明確化や連絡先の明示等の他、意見や質問等を受け付ける方法を工夫することが必要です。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 報告対象組織（工場・事業所・子会社等の範囲、海外事業所の範囲、連結決算対象組織との異同、全体を対象としていない場合は、全体を対象とするまでの予想スケジュール等を記載する。また、記載項目等により範囲が異なる場合は、項目毎の範囲を記載する。）
- イ. 報告対象期間、発行日及び次回発行予定（なお、以前に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。）
- ウ. 報告対象分野（環境的側面・社会的側面・経済的側面等）
- エ. 準拠あるいは参考にした環境報告書等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）

- オ.作成部署及び連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等も記載する。)
- カ.利害関係者からの意見や質問を受け付け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段について記載する。
- キ.ホームページのURL
- ク.主な関連公表資料の一覧(会社案内、有価証券報告書、ISO14001認証取得事業者はその環境方針及び著しい環境側面に関するコミュニケーション資料、環境パンフレット、技術パンフレット等の主な関連資料の一覧と必要な場合はその概要、入手方法。)

#### 解説

報告に当たっての基本的要件である対象組織・期間・分野の記載は、特定のわかりやすい場所、例えば裏表紙、最終ページ等に記載することが求められます。

なお、報告対象組織の記載において、特に連結決算対象組織の一部を報告対象に含む場合は、連結決算対象組織との異同を会社名を挙げて記すことが望まれます。また、それらの会社についてトピックス(囲み記事)のみを扱っているのか、パフォーマンスデータも集計しているのか、後者の場合はどのパフォーマンスデータを集計しているのかを明確にすることが望ましいといえます。

環境報告書をURL(HP)において公表している場合はその旨を、またより詳しい情報がURLに掲載されている場合はその旨を、それぞれ記載します。さらに冊子、URL以外の媒体(CD-ROM等)で発行している場合は、その内容と入手方法を記載します。

#### 事業の概況

その事業者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかをわかりやすく説明することが必要です。事業の概況が適切に記載されていないければ、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、どのような事業活動における環境配慮の取組が重要なのかわかりません。したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容、経営関連指標値等をわかりやすく、具体的に記述することが望まれます。

#### 記載することが望ましいと考えられる情報

- ア.全体的な経営方針等
- イ.主たる事業の種類(業種業態)、主要な製品・サービスの内容(事業分野等)
- ウ.売上額又は生産額(少なくとも過去5年間程度を記載する)
- エ.従業員数(少なくとも過去5年間程度を記載する)
- オ.その他報告対象組織の活動に関する経営関連情報(総資産額、純損益、床面積等)
- カ.主たる事業活動の範囲、工場、事業所数、本社及び主要な工場、事業場の所在地及びそれぞれの生産品目(主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行

っている地域について、日本国内だけか、海外でもか、特定地域のみか等を含む)

- キ. 報告対象期間中に発生した、組織の規模や構造、所有形態、製品・サービス等における重大な変化の状況(合併、分社化、新規事業分野への進出、工場等の建設等の変化があった場合)
- ク. 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要
- ケ. 対象市場や顧客の種類(小売、卸売り、政府等)

#### 解説

製品・サービスの生産・販売額(売上高)、従業員数等の重要な経営関連指標は、単位環境負荷当たりの製品・サービス価値(環境効率(Eco-Efficiency))、単位製品・サービス価値当たりの環境負荷(環境負荷集約度)等を算出する際の基礎データとして必要不可欠な情報です。なお、経営関連指標については、業界等で概ね合意された指標がある場合は、それを記載することが望まれます。

また、事業の概況の記載に当たって、主たる事業の種類(業種業態)及び主たる事業活動の範囲(活動拠点)について、事業活動に伴う環境負荷や事業活動における環境配慮の取組状況との関連を含めて具体的に、かつ、わかりやすく記載することが望まれます。

## 2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括

### 事業活動における環境配慮の方針

事業活動における環境配慮の取組を行うに当たって、事業活動における環境配慮の方針(事業活動における環境配慮の取組に関する基本的方針や考え方)を適切に定め、環境報告書に記載することは極めて重要です。事業活動における環境配慮の方針は、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、経営責任者の緒言(総括及び誓約)との整合が図られていることが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 事業活動における環境配慮の方針(事業内容や製品・サービスの特性や規模、また、事業活動に伴う重大な環境負荷等に対応して適切なものであること)
- イ. 制定時期、制定方法、全体的な経営方針等との整合性及び位置付け、コーポレート・ガバナンスとの関連
- ウ. 事業活動における環境配慮の方針が意図する具体的内容、将来ビジョン、制定した背景等に関するわかりやすい説明
- エ. 同意する(遵守する)環境に関する憲章、協定等の名称と内容

#### 解説

事業活動における環境配慮の方針を記載するだけでなく、その説明資料として、

事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような事業活動における環境配慮の取組が必要か等、事業活動における環境配慮の方針を策定した背景や理由が記載されていることも重要です。

また、事業活動における環境配慮の方針は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。

さらに、事業活動における環境配慮の方針は、我が国の環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画等を踏まえて作成することが期待されます。

なお、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001においても、環境マネジメントシステムの構築に当たり、環境方針を策定することが求められていますが、環境報告書の対象組織（基本的には全社もしくは企業集団全体）と、認証取得の対象組織が同一の場合は、ISOの環境方針と本ガイドラインの事業活動における環境配慮の方針は同じものであると考えられます。

### 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

事業活動における環境配慮の方針に対応した、長期目標及びその推移、当期及び次期対象期間の目標、それぞれの目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績及び推移、その低減のための取組の状況、取組結果の評価分析等を、基準とした期のデータとともに、全体を一覧表形式で記載することが望まれます。

また、必要に応じて環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を記載するとよりわかりやすくなります。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境負荷の実績及び推移（過去5年間程度）
  - イ. 環境負荷の実績及び推移に関する分析・検討内容
  - ウ. 事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標及びその推移、当期及び次期対象期間の目標（事業特性、規模等に対応して適切な達成目標であること）
  - エ. 中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期
  - オ. 目標の対象期間未までの達成状況
  - カ. 事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した計画
  - キ. 事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した報告対象期間の環境負荷の実績、事業活動における環境配慮の取組結果等に対する評価
  - ク. 基準とした時期のデータ
  - ケ. 環境報告書全体の概要（サマリー・要約）及びそれぞれの内容の対応ページ
  - コ. 事業内容、製品・サービスの特性に応じた事業活動における環境配慮の取組の課題
  - サ. 報告対象期間における特徴的な取組

- シ. 前回の報告時と比べて追加・改善した取組等
- ス. 経営指標と関連づけた環境効率性を表す指標による実績（経年変化）
- セ. 経営指標と関連づけた異なる環境負荷指標を統合した指標による実績（経年変化）

## 解説

環境負荷の実績とは、主要な環境パフォーマンス指標の総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量及び移動量、総製商品販売量、廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量、総排水量を言います。これらについては、利害関係者が適正な判断を行うことができるように主要な環境パフォーマンス指標に関する分析・検討内容、例えば環境パフォーマンス指標の著しい改善又は悪化の要因についての分析、環境パフォーマンス指標に重要な影響を与える可能性のある新技術や新設備の導入に係る情報等を具体的に、かつ、わかりやすく記載することが求められます。さらに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を記載します。

併せて、事業活動における環境配慮の方針を踏まえた中長期の目標（事業活動における環境配慮の取組の到達点）と、当期（報告対象期間）及び次期対象期間の目標、目標の達成状況等を記載します。目標は、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的、定量的かつ測定可能なものを記載するとともに、目標の達成状況に関する分析・検討内容、例えば、主要な目標を達成できないと判断した場合の経緯と要因についての分析、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等を具体的に、かつ、わかりやすく記載することが求められます。

これらの目標は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが望まれます。目標の設定に当たっては、循環型社会形成推進基本計画に掲げられている目標（例えば資源生産性、循環利用率等）等を踏まえて、それぞれの事業者が目標を設定することが期待されます。

さらに、目標に対応した計画の概要、報告対象期間の環境負荷の実績及びその評価、負荷低減のための取組の状況、環境会計情報（事業活動における環境配慮の取組に要したコスト（環境保全コスト）及び経済的効果等）等の総括データも併せて記載します。その際、これら全体を一覧表形式等で記載することや、本章第5節「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」の対応ページを記載して、必要に応じてその内容を要約し再掲すると、よりわかりやすくなります。

なお、取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期（暦年又は年度等）の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。

一方、環境報告書の記載項目は多岐にわたるため、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあり、これに対してどのような事業活動における環境配慮の取組を行っているのかを理解することが難しくなる場合もあります。また、前回の環境報告書と比較して、当該環境報告書の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかをわかりやすく示すことも望ま

れます。

したがって、環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を1～2ページ程度にまとめて記載するとともに、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようなのか、どのような課題があるのか等について図等を用いて表現することは、読み手の理解を助けるために望ましいと考えられます。

## 事業活動のマテリアルバランス

外部の利害関係者が、事業者の全体的な状況を適切に把握するためには、事業者が自らの事業活動に対して、全体としてどの程度の資源・エネルギーを投入し（事業活動へのインプット）、どの程度の環境負荷物質（廃棄物を含む）等を排出し、どの程度の製品を生産・販売したのか（事業活動からのアウトプット）を、マテリアルバランスの観点から整理し、公表することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 事業活動に伴う環境負荷の全体像（事業活動への資源等に関するインプットの状況、事業活動からの製品及び商品等の提供又は廃棄物等の排出に関するアウトプットの状況、並びに廃棄物等の循環的な利用に関する状況等（事業活動のマテリアルバランス）について可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載する）
- イ. 上記の図等に、可能な場合は環境に配慮したサプライチェーンマネジメントや製品等のライフサイクル全体を踏まえた環境負荷を付け加える

解説

マテリアルバランスの整理、把握に当たっては、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」を参照し、原則としてここに示す9種類のコア指標により、事業活動に伴うマテリアルバランスを、実績値が記載された図等でわかりやすく示すことが求められます。

さらに、事業活動に対する直接的なインプット・アウトプットだけでなく、原材料の採取段階や、他の事業者から購入する原材料・部品等の生産段階等で発生する環境負荷、製品の使用・消費・廃棄段階で発生する環境負荷についても、ライフサイクル全体を踏まえて把握・評価することが重要です。

また、このような事業活動のマテリアルバランスや製品等のライフサイクル全体の環境負荷を適切に整理、把握することは、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を効果的・効率的に推進するためにも、さらには社会全体で地球温暖化対策を推進するとともに、物質循環の確保し、持続可能な循環型社会を形成していくためにも必要であると考えられます。

## 環境会計情報の総括

環境省「環境会計ガイドライン（2002年版）」に示された考え方を参考にして、事業活動における環境保全コストと、その活動により得られた環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果を総括的に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境保全コスト
- イ. 環境保全効果
- ウ. 環境保全対策に伴う経済効果

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行っていく上で、環境保全コストを管理し、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な事業活動における環境配慮の取組を推進することが重要です。また、環境会計情報やその導入目的・利用方法等を公表することは、利害関係者が事業者の事業活動における環境配慮の取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

こうした意味で、環境会計が多くの事業者によって導入されるとともに、集計された定量的な情報が、わかりやすく総括的に整理されて環境報告書に適切に記載され、公表されることが望まれます。

公表に当たっては、「環境会計ガイドライン（2002年版）」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

## 3) 環境マネジメントの状況

### 環境マネジメントシステムの状況

環境マネジメントシステムの構築状況、環境マネジメントの組織体制、マネジメント手法の概要、ISO14001の認証取得状況、環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証取得状況（平成16年度制度創設予定）、従業員教育、環境監査等の状況等を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 全社的な環境マネジメントの組織体制の状況（環境管理に対する内部統制システムの整備状況、それぞれの責任、権限、組織の説明を含む）及びその組織・体制図
- イ. 環境に関するリスク管理体制の整備状況
- ウ. 全社的な環境マネジメントシステムの構築及び運用状況（システムの説明を含む）
- エ. 環境マネジメントシステム構築事業所の数、割合

- オ. ISO14001及びエコアクション21等の外部認証を取得している場合には、取得している事業所等の数、割合（全従業員数に対する認証取得事業所等の従業員の割合等）、認証取得時期
- カ. 環境保全に関する従業員教育、訓練の実施状況
- キ. 想定される緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ク. 環境影響の監視、測定の実施状況
- ケ. 環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況（監査の回数）、監査結果及びその対応方法等
- コ. 環境マネジメントシステムの全体像を示すフロー図
- サ. 環境保全に関する従業員教育、訓練の実施状況の定量的情報（研修実施回数、教育等を受けた従業員の数、割合、従業員1人当たりの年間平均教育時間数等）
- シ. 事業活動における環境配慮の取組成果の社員等の業績評価への反映
- ス. 社内での表彰制度等

#### 解説

事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべき環境マネジメントシステム（EMS）を適切に構築し、運用しなければなりません。この環境マネジメントシステムがどのように構築され、どのように運用されているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

なお、環境マネジメントシステムの構築・運用状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたシステムの状況を具体的に記載することが望まれます。

### 環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況

取引先に対して、事業活動における環境配慮の取組に関し、どのような要求や依頼をしているのか、それをどのようにマネジメントしているのか等、環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの状況は、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

ここでは環境に配慮したサプライチェーンマネジメントに関する方針、基準、計画、実績等の概要を記載することが望まれます。

#### 記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針、目標、計画等の概要
- イ. 環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの実績等の概要

#### 解説

事業活動における環境配慮の取組は、自らの直接的な事業活動の範囲だけにとどまるものではなく、原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、廃棄物処理等、様々な取引先をも視野に入れる必要があります。このような幅広い取引

先と協働して、サプライチェーンのグリーン化を推進していくことが求められています。

また、ISO14001及びエコアクション21等の認証登録制度\*<sup>3</sup>をサプライチェーンマネジメントにおいて活用していくことも有効な方策であると考えられます。

なお、環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。

### 環境に配慮した新技術等の研究開発の状況

環境に配慮した生産技術、工法等に関する研究開発の状況、製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、ビジネスモデル等を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境に配慮した生産技術、工法等に関する研究開発の状況
- イ. 製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況
- ウ. LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた研究開発の状況
- エ. 環境に配慮した販売、営業方法の工夫、ビジネスモデル等
- オ. 環境適合設計（DfE）等の研究開発に充当した研究開発資金

### 解説

事業活動における環境配慮の取組を行っていくためには、環境に配慮した生産方法や工法、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計（環境適合設計（DfE））等の研究開発、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、さらには環境配慮型のビジネスモデルの開発等に積極的に取り組んでいくことが必要です。これらの研究開発が、将来の環境パフォーマンスの向上、さらには自社のエコビジネスの進展等につながっていくと考えられます。

この事業活動における環境配慮の取組に関する研究開発がどのように行われ、どの程度成果を上げているか、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

なお、事業活動における環境配慮の取組に関する研究開発の状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。

\*<sup>3</sup>：エコアクション 21 においては、認証登録制度の信頼性を確保するため、地域等で実施されている同種の認証制度が、エコアクション 21 と同等のレベル、取組である場合、相互認証を行うことを予定しています。これにより、全国規模で、一定のレベルの認証制度間の連携、協力が行われることとなります。

## 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境コミュニケーション等の取組がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

ここでは環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

ア. 環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示の状況

イ. 主要な利害関係者との環境コミュニケーション等の状況（例えば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ステークホルダー・ダイアログ、ニュースレター、利害関係者からの問い合わせへの対応等によるコミュニケーションの状況と種別ごとの回数）

ウ. 環境報告書又はサイト単位の環境レポートを発行している事業所の状況

エ. 環境関連展示会等への出展の状況

オ. 環境関連広告・宣伝の状況

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うことにより、社会の信頼を勝ち得ていくためには、社会的説明責任及び利害関係者に有用な情報を提供する必要性等の観点から、自ら環境に関する情報を開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があります。特に、環境報告書の作成・公表の取組や、環境ラベルや環境広告等により、環境に関する情報を積極的に利害関係者等に伝えていく取組は、事業者が当然果たすべき責務の一つであると言えます。併せて、利害関係者からの問い合わせの状況やその対応内容等についても記載されていると、よりわかりやすいと考えられます。また、環境コミュニケーションの実績だけでなく、これを実施した効果や、それらをどのように活用しているかを記載することも望まれます。

なお、環境報告書、環境ラベル等による環境情報の開示状況及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた環境コミュニケーション等の状況を具体的に記載することが望まれます。

## 環境に関する規制の遵守状況

環境に関する規制の遵守状況、違反、罰金、事故、苦情等の状況を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

ア. 事業活動との関係が強い重要な法規制等を遵守していることの確認方法（定期又は不定期の内部チェックの体制の内容）

- イ. 少なくとも過去3年以内の重要な法規制等の違反の有無（重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、その内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合には、その旨を記載）
- ウ. 環境規制を上回る自主基準等を設定している場合は、その内容
- エ. 環境ラベル、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等の状況
- オ. 環境に関する罰金、科料等の金額及び件数
- カ. 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
- キ. 環境に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容及び件数（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）

#### 解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくと同時に、環境に関する法令、条例等の規制を遵守し、また、自社に不利な情報も含めて、その情報を適切に開示していく必要があります。特に、様々な法令等の遵守状況や、違反や事故、苦情等の情報は環境報告書に記載すべき重要な情報であり、社会からの信頼を得ていくためにも重要です。

また、特有の法的規制、取引慣行、経営方針及び重要な訴訟事件等の発生等、利害関係者の判断に重大な影響を及ぼす可能性のある事項がある場合、具体的にわかりやすく、かつ簡潔にその内容を記載することが望まれます。そうした事項がない場合には、その旨を記載します。

なお、環境に関する規制の内容は、それぞれの業種や企業規模等により異なりますが、それぞれの特性に応じた規制の状況とその遵守の状況を具体的に記載することが望まれます。

#### 環境に関する社会貢献活動の状況

環境保全に関して、事業者が自ら実施する取組、従業員がボランティアに実施する取組等の社会貢献活動の状況を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 従業員の有給ボランティア活動の状況
- イ. 加盟又は支援する環境保全に関する団体（NPO、業界団体等）
- ウ. 環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
- エ. 地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
- オ. 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況
- カ. 利害関係者と協力して実施した、上記以外の活動の状況
- キ. 環境保全活動に関する表彰の状況
- ク. 緑化、植林、自然修復等の状況

## ケ. 生物多様性の保全に関する取組の状況

### 解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うと同時に、他の様々なセクターと協働し、パートナーシップを築きながら、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、事業者や従業員が自ら行う環境社会貢献活動、環境NPOへの支援、業界団体等での取組等があり、このような社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが必要です。

また、生物多様性の保全や自然保護等に関する取組、特に生物多様性の高い地域、自然環境保全地域等に所有、管理している土地等の状況、事業活動に伴う生物多様性への主な影響等を可能な範囲で記載することも重要です\*4。

この環境に関する社会貢献活動をどのように実施しているかは、環境報告書に記載することが望まれる重要な情報です。

なお、環境に関する社会貢献活動の状況は、それぞれの業種や規模、それぞれの考え方等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた社会貢献活動の状況を具体的に記載することが望まれます。

## 4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

### 総エネルギー投入量及びその低減対策

石油、天然ガス、石炭等の化石燃料の使用に伴い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が排出されます。このため、総エネルギー投入量及び内訳と、その低減対策、さらにエネルギー生産性を環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 総エネルギー投入量及びその低減対策
- イ. 投入エネルギーの内訳（種類別及び購入・自家発電の別）
- ウ. 新エネルギー利用の状況
- エ. エネルギー生産性及びその向上対策

### 解説

わが国では、化石燃料の使用による二酸化炭素の排出量が、総二酸化炭素排出量の約9割を占めています。地球温暖化の防止に向けては、総エネルギー投入量を削減するとともに、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等を含む新エネルギー

\*4：生物多様性の保全に関しては、平成14年3月に地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定された「新・生物多様性国家戦略」を参照して下さい。なお、我が国においては、原生自然環境保全地域、世界遺産地域、自然公園の特別保護地域、森林生態系保護地域及び自然環境保全地域等が指定されており、これらの地域においては、特に自然の保全、生物多様性の保全に留意することが求められています。

ギーの一層の導入を促進する等、より二酸化炭素排出の少ないエネルギーへの転換が必要になっています\*<sup>5</sup>。

総エネルギー投入量は、事業活動に投入した電気及び各燃料等の使用量の合計、主な内訳をメガジュール（MJ）単位で記載します。総エネルギー投入量の主な内訳には、購入電力、化石燃料消費、新エネルギー等の量及び割合を記載します。

総エネルギー投入量の内訳は、例えば、化石燃料消費量については、石炭、灯油、重油、ガソリン、軽油、都市ガス等の内訳、また新エネルギー量については太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等の利用による内訳をそれぞれ記載します。

総エネルギー投入量は、電気及び各燃料等の使用量等をそれぞれ把握し、資源エネルギー庁の定める「エネルギー源別発熱量表（平成13年3月30日改訂）」によりますが、「エネルギー源別発熱量表」において定めのない新エネルギー等の算出に当たっては、換算係数の出典を記載します。

キロワット時（kWh）単位の購入電力量をジュール（J）単位の発熱量に換算する場合の換算係数は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（平成14年12月27日改訂）」に基づき、火力発電所の熱効率から求めた値である9,830（kJ/kWh）を用います。

総エネルギー投入量には、直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別に把握することとして、含めません。

製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、総物質投入量として把握します。

投入したエネルギー量の内訳については、それぞれのエネルギー源に応じた適切な単位で把握しても構いません。

購入した新エネルギー（風力発電電力等）は、購入電力には含めず、新エネルギーの内数として把握します。

余剰電力の売電量については、購入電力量と相殺することができます。又は、その発電のために要した化石燃料の量を算出し、化石燃料投入量から差し引くこともできます。ただし、発電のために要した燃料が購入電力の発電のために要した燃料と異なる場合には、購入電力と相殺せず、別途把握し併記することが望まれます。

---

\*<sup>5</sup>：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」において、「新エネルギー利用等」として規定された、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要ないものをいいます。具体的には、太陽光、風力、太陽熱、温度差エネルギー、廃棄物、バイオマス、燃料電池等を利用して発生させる電気・熱をいいます。なお、再生可能エネルギーとは、太陽光、太陽熱、風力、バイオマスや、地熱、小水力等によって発電・熱供給されるエネルギーのことをいいます。

## 総物質投入量及びその低減対策

自然界からの資源（天然資源）の採取量は年々増加しており、この資源を、枯渇性のものから再生可能なものへ質の転換を図りつつ、枯渇性天然資源の消費を抑制するとともに、使用済みの資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を進めながら、総物質投入量を低減することが、持続可能な社会の形成の観点から必要になります。

このため、総物質投入量及び内訳とその低減対策、さらに資源生産性及び循環利用率を環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 総物質投入量（又は主要な原材料等の購入量、容器包装を含む）及びその低減対策
  - イ. 資源の種類別投入量
  - ウ. 資源生産性及びその向上対策
  - エ. 循環利用量及び循環利用率、循環利用率の向上対策
  - オ. 製品・商品以外の消耗品等として消費する資源（容器包装のための資材を除く）の量
  - カ. 企業等の内部で循環的な利用がなされている物質
  - キ. 自ら所有する資本財として設備投資等に投入する資源の量
  - ク. 請け負った土木・建築工事等に投入する資源の量

解説

自然界からの資源（天然資源）の採取量は年々増加しています。わが国の平成12年度（2000年度）の社会経済活動に伴う総物質投入量は21.3億トンに及びます。そのうち天然資源採取量は、19.1億トンです。また、再生利用されている資源は約2.2億トンで、総物質投入量の約1割程度です。

また、「循環型社会形成推進基本計画」においては、持続可能な生産・消費形態への転換を目指して、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、天然資源の投入から廃棄に至るまでの社会における物の流れを見渡し、その流れを適正なものに変えていくことで、経済的な豊かさを保ちつつも環境への負荷を低減する目標を設定しています。そして物質フロー目標として、資源生産性、循環利用率及び最終処分量の3つを掲げており、これらの目標は、各事業者の取組においても、最大限尊重されるべきものであると言えます。

なお、事業者として事業活動における環境配慮の取組についての方針を検討するに当たっては、LCA的アプローチが求められるようになってきています。アウトプットだけでなく、インプットの段階から内訳を含めて全体的に把握することが重要となります。

総物質投入量は、エネルギー及び水を除く資源で事業活動に直接投入された物質

の合計、主な種類の内訳、資源投入時の状態の内訳、天然資源、循環資源等の投入量等又は主要な原材料等及び製品・商品の購入・仕入量をトン（t）単位で記載します。記載単位は、実務上用いられている単位によることができます。ただし、循環利用量には事業者の内部での循環的な利用（再使用、再生利用）がなされている物質を含めません。

総物質投入量の主な種類の内訳には、金属、プラスチック、ゴム等の資源の種類別の量及び割合を可能な限り記載します。

主要な原材料等及び商品のみを記載する場合は、対象外とした原材料等又は製品・商品（容器包装を含む）の主な内容、対象とした主要な原材料等又は製品・商品の購入・仕入金額が総購入・仕入高に占める割合を記載します。

総物質投入量には、購入・仕入以外の消耗品等として消費する資源（容器包装のための資材を除く）の量、資本財として設備投資等に投入される資源の量、事業者の内部で循環的な利用が行なわれている物質を含めません。ただし、総物質投入量とは別に記載することができます。

資源生産性は、総売上高を総物質投入量で除して算出します。

循環利用率は、循環利用量を総物質投入量で除して算出します。

循環資源の投入量を増大させ、循環資源利用率を高めていくことは、循環型社会形成推進基本計画の中でも強調されているように、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会の構築を図っていく上で、極めて重要です。

なお、建設業等、施主等の依頼により土木・建築工事、機械設備の製造等を行う事業者にあつては、可能な範囲で自らの直接的な使用等に用いる資源と、請負により使用する資源に分けて記載することが望まれます。

## 水資源投入量及びその低減対策

水資源は人間を含めた生物の生存に不可欠な要素であり、社会経済システムの存立基盤でもあります。

このため、水資源投入量及び内訳と、その低減対策を環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

ア. 水資源投入量及びその低減対策

イ. 水資源投入量の内訳

ウ. 事業者内部での水の循環的利用量及びその増大対策

解説

地球上に存在する水資源のうち淡水は約2.5%であり、飲料、生活用水、生産活動に利用可能な河川、湖沼、地下水等は約0.8%に過ぎません。水の循環利用と希少な水資源の利用の効率化を進めることが課題となっています。

水資源投入量は、事業活動に伴う水の使用量及び利用量の合計、主な内訳を立方メートル（以下「 $m^3$ 」という。）単位で記載します。

水資源投入量の主な内訳には、上水、工業用水、地下水、海水、河川水及び雨水の水源別の量及び割合を可能な限り記載します。

水資源投入量には、事業者内部で循環的な利用がなされている量を含めません。ただし、水資源投入量とは別に記載することが望まれます。

製品の製造において原材料等として投入される水資源は、総物質投入量に含めて算出します。

## 温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策

地球温暖化が進行すると、海面上昇による水害、農産物生産量の減少、伝染病の伝染範囲の拡大、生息環境の変化による一部野生生物の絶滅等、深刻な影響が生じるおそれがあります。

このため、温室効果ガス排出量（トン- $CO_2$ 換算）、京都議定書対象6物質のそれぞれの排出量及び排出活動の内訳と、その低減対策を環境報告書に記載することが望まれます。

また、大気汚染物質の排出の状況及びその防止の取組についても、環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

ア. 温室効果ガス排出量及びその低減対策

イ. 二酸化炭素排出量

ウ. 温室効果ガスの種類別内訳

エ. 排出活動源別の内訳

オ. 京都メカニズムを活用している場合には、その内容、削減量

カ. 硫黄酸化物（ $SO_x$ ）排出量（トン）及びその低減対策

キ. 窒素酸化物（ $NO_x$ ）排出量（トン）及びその低減対策

ク. 排出規制項目排出濃度及びその低減対策

解説

地球温暖化は、二酸化炭素やメタン等の温室効果を有するガスが人間活動の拡大に伴って大気中に大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い地球全体としての平均気温が上昇する現象です。

温室効果ガスのうち、京都議定書における削減約束の対象物質は、二酸化炭素（ $CO_2$ ）、メタン（ $CH_4$ ）、一酸化二窒素（ $N_2O$ ）、代替フロン等の3ガス（ハイドロフルオロカーボン：HFC、パーフルオロカーボン：PFC、六ふっ化硫黄： $SF_6$ ）です。特に二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量全体の約9割という最も大きな割合で地球温暖化に寄与しており、石炭・石油等の化石燃料の燃焼により大量に排出

されています\*6。

温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計、主な内訳を二酸化炭素量に換算しトン（以下「t-CO<sub>2</sub>」という。）単位で記載します。ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が僅少である場合には、二酸化炭素排出量のみを記載することができます。

温室効果ガス排出量の主な内訳には、温室効果ガスの種類別の内訳及び集計対象とした排出活動の内訳を可能な限り記載します。

温室効果ガス排出量は、各温室効果ガスの排出量を計算し、その排出量にそれぞれの地球温暖化係数(地球温暖化対策推進法施行令第4条)を乗じてCO<sub>2</sub>量に換算し、合計して算出します。

各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令で対象としている活動について、燃料使用量等の諸活動量に諸係数（施行令3条1項、別表）を乗じて算出します。

電力会社から購入した電気に伴う排出については、各電力会社が算出した排出係数（供給端ではなく需要端）、それが特定できない場合には、施行令が定める「他人から供給された電気の使用に伴う排出〔一般電気事業者〕に関する排出係数」を用います。

なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によっては様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります（「目標達成シナリオ小委員会中間とりまとめ」（中央環境審議会地球環境部会 平成13年6月）では、電気の使用に係る対策の温室効果ガス削減量を、電気の削減量（kWh）に全電源平均排出係数（0.36kg-CO<sub>2</sub>/kWh）と火力平均排出係数（0.69kg-CO<sub>2</sub>/kWh）をそれぞれ乗じたものを併記して示しています。）。

輸送に伴う燃料使用による排出量については、外部に委託した分も含めることが望ましく、その内訳を別途把握します。輸送手段毎の内訳等を把握することも望まれます。

廃棄物（廃油及び廃プラスチック）の焼却に伴う排出量については、外部に委託した分も含めることが望ましく、その内訳を別途把握します。

また、木製品や紙等の石油以外を原料とするものの焼却から排出される二酸化炭素については、排出量に含めません。現在、我が国のインベントリでは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）ガイドラインに基づき、木材の伐採時に即座に焼却され二酸化炭素が排出されるものとして計上しています。このため、燃料（廃材、黒液等）としての消費と廃棄物として埋立・焼却された場合の二酸化炭素は計上しないこととしています。（「事業者による温室効果ガス排出量算定方法ガイドライ

---

\*6：二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボンのうち温暖化対策推進法施行令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち施行令で定めるもの、六ふっ化硫黄（地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）2条3項）。

ン」(環境省))。

国内での排出量の算定方法の詳細については、最新の地球温暖化対策推進法施行令、事業者による温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン及び温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書を参照してください。

海外における排出分は、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。

HFCについては、PRTR対象物質としても把握します。

京都メカニズムを活用した二酸化炭素排出削減量については、事業者の直接の排出抑制ではないことから、別途把握することとします。

ハイドロフルオロカーボン(HFC)等は、化学物質排出量及び移動量に記載している場合であっても、温室効果ガス排出量の集計対象とします。

さらに事業活動における公害防止への取組については、「事業者のための環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」において、9つの指標で構成されるコア指標及びコア指標を質的に補完するサブ指標以外に「その他のサブ指標」を規定しています。

その他のサブ指標は、「全ての事業者に適合するものではないが、環境上重要な指標」、「持続可能な社会の構築に向けて今後重要となる指標」等があります。具体的には、事業活動から大気に排出される硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)排出量及び窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)排出量等、主に公害防止に関連する情報です。これらのサブ指標の項目は、それぞれの業種や規模等により、環境報告書に記載すべき重要な情報であり、主要な環境パフォーマンス指標に加えて、質的な環境負荷の程度を示す環境パフォーマンス指標あるいは業種業態の特性等を加味した環境パフォーマンス指標についても、可能な限り記載することが望ましいといえます。

また、その他の環境パフォーマンス指標を記載する場合は、測定又は算出の基準、数式を記載します。

### 化学物質の排出量・移動量及びその管理の状況

わが国では現在、「大気汚染防止法」、「PCB廃棄物適正処理特別法」、「ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)」等により、それぞれの法律で指定された化学物質の使用、処分方法、排出量等が規制されています。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)」では、前記の規制対象物質を含む幅広い化学物質について、環境への排出量及び廃棄物としての移動量等の把握・届出(PRTR制度)、化学物質等安全データシート(MSDS)の提供、化学物質の管理とリスクコミュニケーションの推進が義務付けられています。

これらの法律の適用を受ける化学物質は勿論のこと、事業者が自主的に管理の対象としている化学物質について、それぞれの排出量・移動量と、その管理状況を環境報告書に記載し、リスクコミュニケーションを推進することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 化学物質の排出量・移動量及び管理状況
- イ. 大気汚染防止法の有害大気汚染物質のうち指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の排出濃度
- ウ. 土壌・地下水・底質汚染状況（ストック汚染）

解説

現代社会では、多種多様な化学物質が大量に製造され様々な場面で幅広く利用されています。また、ダイオキシン類等のように、非意図的に生成される化学物質もあります。化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質の排出量及び移動量は、PRTRで届出を行っているもの<sup>\*7</sup>等、主要な化学物質<sup>\*8</sup>の排出量及び移動量の内訳をトン単位で記載します。

化学物質の有害性の程度は物質により大きく異なりますが、個々の主要な対象物質について排出量及び移動量を公表し、その中で重点的に取り組んでいる対策についても説明することが望まれます。

### 総製品生産量又は総商品販売量

総製品生産量又は総商品販売量は、マテリアルバランスの観点から、アウトプットを構成する指標として重要です。この指標は、総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量、廃棄物等排出量、総排水量の環境への負荷を評価する際にも必要な指標です。

このため、総製品生産量又は総商品販売量、環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量、及び容器包装使用量を環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 総製品生産量又は総商品販売量
- イ. 容器包装使用量
- ウ. 主要な製品及び商品並びに容器包装の回収量
- エ. 環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量

解説

総製品生産量又は総商品販売量とともに、総製品生産量又は総商品販売量に環境

\*7：PRTR 法施行令別表 1 に定められた、第一種指定化学物質（354 物質）。

\*8：その他管理対象物質には、たとえば次のようなものを含め、事業者が管理対象とする化学物質が該当します。a. PRTR 法施行令別表第 2 に定められた、第二種指定化学物質（81 種） b. 中央環境審議会からなされた答申において示された有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（234 種類）のリスト

負荷低減に資する製品が含まれているかを把握するための指標が、環境ラベル認定等製品\*<sup>9</sup>の生産量又は販売量です。社会全体での環境負荷の低減や循環型社会の形成の観点から、使用の段階でエネルギー消費量や廃棄物の発生量が少なく、使用後に循環利用が可能な製品の生産量又は販売量の増大が期待されています。

さらに、一般廃棄物の中で、缶、ガラスびん、プラスチック容器等の容器包装廃棄物の占める割合は、容積比で約6割、重量比で約2割と大きくなっています。最終処分場の残余容量が逼迫しているため、一般廃棄物の排出抑制及び減量化の対策として、容器包装廃棄物のリサイクルシステムの確立と効率的な運用が課題となっています。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」では、容器包装廃棄物の排出を抑制するために、事業者が容器包装の使用の合理化及び容器包装廃棄物の再商品化を求めています。

総製品生産量又は総商品販売量は、製品及び商品の販売量の合計をトン（t）単位で記載します。ただし、主要な製品及び商品の販売量のみを記載することができます。

主要な製品及び商品の販売量のみを記載する場合、対象外とした製品及び商品の主な内容、対象とした主要な製品及び商品の売上高が総売上高に占める割合を記載します。

回収量を記載する主要な製品及び商品並びに容器包装には、例えば、特定家庭用機器再商品化法の規定による対象機器、使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定による自動車、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定による容器包装等があります。

回収量は、他社の製品及び商品並びに容器包装の回収を含めて、原則としてトン（t）単位で記載します。ただし、実務上用いられているその他の単位で記載することができます。

### 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

わが国の廃棄物量は、1960年代以降増加を続け、1990年代に入り高水準のままほぼ横ばいで推移しています。近年最終処分場の残余容量が逼迫する一方、処分にかかる費用の高騰、不法投棄といった問題が引き起こされています。そこで、廃棄物等の発生抑制、循環利用、適正処分が急務となっています。

このため、廃棄物等排出量及び廃棄物の処理方法の内訳、さらには廃棄物の処理方法の中でも、最終処分場の不足及び不法投棄の問題を鑑み廃棄物最終処分量及びその低減対策を環境報告書に記載することが望まれます。

\*<sup>9</sup>：環境ラベル認定等製品には特に定まった定義はなく、事業者が、自ら環境負荷低減に資する製品・サービス等と評価するものを対象とし、その定義を明確に記載します。たとえば、グリーン購入法第2条第1項に定める「環境物品等」やエコマーク等の環境ラベル認定商品等が挙げられます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 廃棄物の発生抑制、削減、リサイクル対策に関する方針、計画の概要
- イ. 拡大生産者責任に対する対応
- ウ. 廃棄物の総排出量及びその低減対策
- エ. 廃棄物最終処分量及びその低減対策
- オ. 廃棄物等の処理方法の内訳
- カ. 廃棄物等総排出量の主な内訳
- キ. 事業者内部で再使用された循環資源の量
- ク. 事業者内部で再生利用された循環資源の量
- ケ. 事業者内部で熱回収された循環資源の量

解説

新しい環境基本計画及び循環型社会形成推進基本法にも示されている通り、廃棄物・リサイクル対策は、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず廃棄物となるものについては、適正な処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています（ただし、廃棄物以外の環境負荷とトレードオフとなる可能性があることから、この順によらない場合もあります。）。

廃棄物等総排出量は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計、主な内訳をトン（t）単位で記載します。

廃棄物等総排出量の主な内訳には、一般廃棄物（そのうちの特別管理一般廃棄物）、産業廃棄物（そのうちの特別管理産業廃棄物）の別を記載します。

なお、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物については、利害関係者の判断に影響を与える可能性がある場合には、その内容、事業活動との関連による主な発生要因、処分状況を記載します。

廃棄物最終処分量は、廃棄物等の最終処分量及びその他の処理別の内訳をトン（t）単位で可能な限り記載します。ただし、一般廃棄物の排出量が僅少である場合には、産業廃棄物管理票により集計した産業廃棄物の最終処分量のみを記載することができます。

産業廃棄物管理票により集計する場合は、その旨及び産業廃棄物管理票の回収状況を記載します。

その他の処理別内訳には、再使用される循環資源の量、再生利用される循環資源の量、熱回収される循環資源の量、熱回収を伴わない単純焼却される廃棄物の量があります。

循環的な利用量には、企業等の敷地内で循環的な利用がなされている物質は含めません。

設備等の建て替え等に伴う建設廃材は廃棄物総排出量に含めず、その総発生量を注記します。

## 21 総排水量及びその低減対策

事業所からの排水や一般家庭からの生活排水による水質汚染は、人の健康への被害や魚介類等生態系、水道水質等の生活環境へ影響を及ぼしてきました。公共用水域への化学的酸素要求量（COD）等の有機物質による汚染に関しては、国全体として環境基準が未達成の状態です。

このため総排水量、排出先ごとの排水量と水質（生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD））及びその低減対策を環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 総排水量及びその低減対策
- イ. 排出先の内訳（公共用水域、下水道等）
- ウ. 排水の水質（BOD又はCOD）及びその低減対策
- エ. 窒素、リン排出量及びその低減対策
- オ. 排水規制項目排出濃度及びその低減対策

解説

水は、雨となって地上に降り、森林や土壌を経て、地下水として保水され又は河川を通して海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという循環過程の中にあります。また、その過程で多くの汚染物質が浄化されます。水循環の確保及び水質の維持のために、水利用に伴う環境への負荷が自然循環の浄化能力を超えることがないように管理することが必要です。

総排水量は、事業活動に伴い発生した排水量の合計、主な内訳を $m^3$ 単位で記載します。

総排水量の主な内訳には、公共用水域、下水道等の排水先別を記載します。

水質汚濁防止法に基づく指定水域への排水のうち、利害関係者の判断に影響を及ぼす可能性が高い場合には、生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平均濃度をリットル当たりミリグラム（ $mg/l$ ）単位で、また汚濁負荷量をトン（ $t$ ）単位で記載します\*<sup>10</sup>。

\*<sup>10</sup>：BOD、CODは、事業所からの排出について測定したそれぞれの濃度で表します。また、一定期間のその濃度の平均値にその期間における総排水量を乗じて各々の負荷量を算出することができます（事業者の各工程から出される排水についても排水量及び水質を管理することが重要です。）

## 22輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

我が国の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量のうち、運輸部門からの排出は年々増加しており、原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送に伴う環境負荷の状況及びその低減対策を記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

ア.物流全般における環境負荷低減対策の方針及び計画の概要

イ.総輸送量及びその低減対策

ウ.輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出量及びその低減対策

解説

2001年度においては、1990年度比22.8%増となっており、全体の排出量の22.0%を占めています。また、自動車輸送の増加及び集中に伴い、都市部の大気汚染は深刻化してきています。この輸送に伴うCO<sub>2</sub>及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

総輸送量は、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に合算し、トンキロ（t × km）又は人キロ（人 × km）単位で記載します。

輸送に伴うCO<sub>2</sub>の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定し、t-CO<sub>2</sub>単位で記載します。

これらの製品・サービスに伴う外注分（委託分）については、正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。ただし把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計すること等もできます。

原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途記載することが望まれます。さらに、自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。

また、共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率（単位：%{ [ 輸送トンキロ（t × km） ] / [ 能力トンキロ（t × km） ] 又は [ 輸送人キロ（人 × km） ] / [ 能力人キロ（人 × km） ] }）の向上も、CO<sub>2</sub>や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが適切です。

## 23グリーン購入の状況及びその推進方策

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、製品、原材料・部品・サービス（以下、製品・サービス等という。）の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入・調達）があります。このグリーン購入がどのように行われ、どの程度成果を上げているかを環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. グリーン購入・調達の状況
- イ. グリーン購入・調達の方針、目標、計画
- ウ. グリーン購入・調達の実績
- エ. 環境配慮型製品・サービス等の購入量又は金額
- オ. 低公害車、低燃費車の導入台数及び保有台数

解説

業種、規模等によって購入する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の状況（グリーン購入の割合を含む）を具体的に記載することが望まれます。

なお、建設業等、施主等の依頼により土木・建築工事、機械設備の製造等を行う事業者にとっては、可能な範囲で自らの直接的な使用等に用いる資源のグリーン購入と、請負により使用する資源等のグリーン購入に分けて記載することが望まれます。

## 24製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷の状況及びその低減対策

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

したがって、事業者がどれだけ積極的に環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産・販売に取り組んでいるかは環境報告書に記載することが望まれます。

記載することが望ましいと考えられる情報

- ア. 環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産量又は販売量及び全体に占める割合、それによる環境保全効果の概要
- イ. 省エネルギー基準適合製品数
- ウ. 解体、リサイクル、再使用又は省資源に配慮した設計がされた製品数
- エ. 主要製品のライフサイクル全体からの環境負荷の分析評価(LCA)の結果

- オ.製品群毎のエネルギー消費効率\*<sup>11</sup>
- カ.製品の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出総量（当年出荷製品全体の推計及び主要製品のCO<sub>2</sub>排出係数）
- キ.製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率
- ク.使用済み製品、容器・包装の回収量
- ケ.回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率

#### 解説

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法等においては、自らが生産・販売した製品等の回収やリサイクル等が求められており、いわゆる拡大生産者責任への対応が必要となってきています。さらに、事業者自身の環境経営、特にエコビジネスの推進という観点からも、製品・サービスの環境負荷削減は必須の取組であると言えます。

事業者が生産・販売する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は多岐に渡り、その状況はそれぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた取組状況を の総製品生産量又は総商品販売量に対する割合や、それによる環境保全効果（推計を含む）の概要等を具体的に記載することが望まれます。とりわけ、銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社等においては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。例えば、金融機関においては、投融資に当たっての環境配慮について記載することが望まれます。

## 6．社会的取組の状況

### 25社会的取組の状況

持続可能性に係る社会的側面は、労働安全衛生、人権、雇用、地域の文化、広範な消費者保護、製品安全、政治、倫理、個人情報保護等様々なものが考えられます。このような社会的側面に関する情報開示や報告については、各種の取組の試行が行われている発展途上の段階にあります。

本ガイドラインにおいては、既発行の環境報告書、持続可能性報告書及び社会・環境（CSR）報告書から代表的情報を取り上げるとともに、法律等において開示が求められている情報、環境関連以外の法規制遵守の情報及び今後重要となると考え

\*11：エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）において、エネルギー消費効率は、エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として経済産業省令（自動車にあっては、経済産業省令、国土交通省令）で定めるところにより算定した数値と定義されています。例えば電気冷凍庫の場合は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値をいいます。

られる情報等を取り上げました。これらの情報を環境報告書に記載することが望まれます。

#### 記載することが望ましいと考えられる情報

##### ア.労働安全衛生に係る情報

- ・労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要
- ・労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数）
- ・度数率
- ・事業活動損失日数
- ・強度率
- ・健康／安全に係る支出額、一人あたり支出額

##### イ.人権及び雇用に係る情報

- ・人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要
- ・労働力の内訳（正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況）
- ・男女雇用機会均等法に係る情報（役員、管理職、正社員全体の男女別割合）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者又は知的障害者の雇用状況
- ・福利厚生者の状況（産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等）
- ・労使関係の状況（労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況）
- ・職場環境改善の取組状況（セクシャルハラスメント、その他のいじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況）
- ・児童労働、強制・義務労働防止の取組状況（サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等）

##### ウ.地域の文化の尊重及び保護等に係る情報

- ・地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要
- ・発展途上国等における取組

##### エ.環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況

##### オ.広範な消費者保護及び製品安全に係る情報

- ・消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要
- ・PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策
- ・販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム
- ・消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況
- ・製品等のリコール及び回収等の状況
- ・特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守状況

#### カ. 政治及び倫理に係る情報

- ・ 企業倫理に係る方針、計画、取組の概要
- ・ 環境関連分野以外の寄付、献金の寄付、献金先及び金額
- ・ 環境関連以外の法律等の違反、行政機関からの指導・勧告・命令・処分等の内容及び件数（独占禁止法、景品表示法、公正競争規約、特定商取引法、PL法等を含む）
- ・ 環境関連以外の訴訟を行っている又は受けている場合は、その全ての内容及び対応状況
- ・ 行動規範策定の状況
- ・ 独占禁止法遵守等の公正取引の取組状況（独占禁止法遵守プログラム、景品表示法遵守の取組状況、下請代金支払い遅延等防止対策の状況、流通取引慣行ガイドライン遵守プログラムの状況等）

#### キ. 個人情報保護に係る情報

- ・ 個人情報保護及び内部通報者保護に係る方針、計画、取組の概要

#### 解説

社会的側面に関する情報として、どのような情報を記載することが望ましいかについては、様々な意見があります。

例えばGRIの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」では、社会的パフォーマンス指標の項目として、労働慣行と公正な労働条件、人権、社会、製品責任の4種類をあげています。

社会的側面は、地域、国、地球等の持続可能性、各レベルのステークホルダーへの影響、事業者に求められる社会的責任を考慮して検討されるべきものであり、事業者の業種・業態、規模、活動地域等によっても異なってくると考えられます。また、漫然と情報を列挙するのではなく、事業者自らが、どのような取組や情報開示が重要であるかを判断し、その説明とともに記載すべきであると言えます。

本ガイドラインでは、記載することが望ましいと考えられる情報を、労働安全衛生、人権及び雇用、地域文化の尊重及び保護等、環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーション、広範な消費者保護及び製品安全、政治及び倫理、個人情報保護の7種類に分類しましたが、これらは現在、社会的な関心が高いと思われるもの、法律等による規制等があるものです。

社会的側面の情報は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、本ガイドラインを参考に、それぞれの状況に応じた項目を具体的に記載することが望まれます。